



札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮 ご利用の手引き (貸室・撮影利用について)

札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮は
札幌市所有の文化財であるため、ご利用にあたっては
様々な制限がございます。
十分にご理解の上ご利用ください。



札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮指定管理者
NC・MMS 永山邸等運営管理共同事業体 代表企業 株式会社ノーザンクロス

お問合せ：旧永山邸等管理室（札幌市中央区北2条東6丁目）
TEL：011-232-0450 FAX：011-232-045
E-mail：info@sapporoshi-nagayamatei.jp

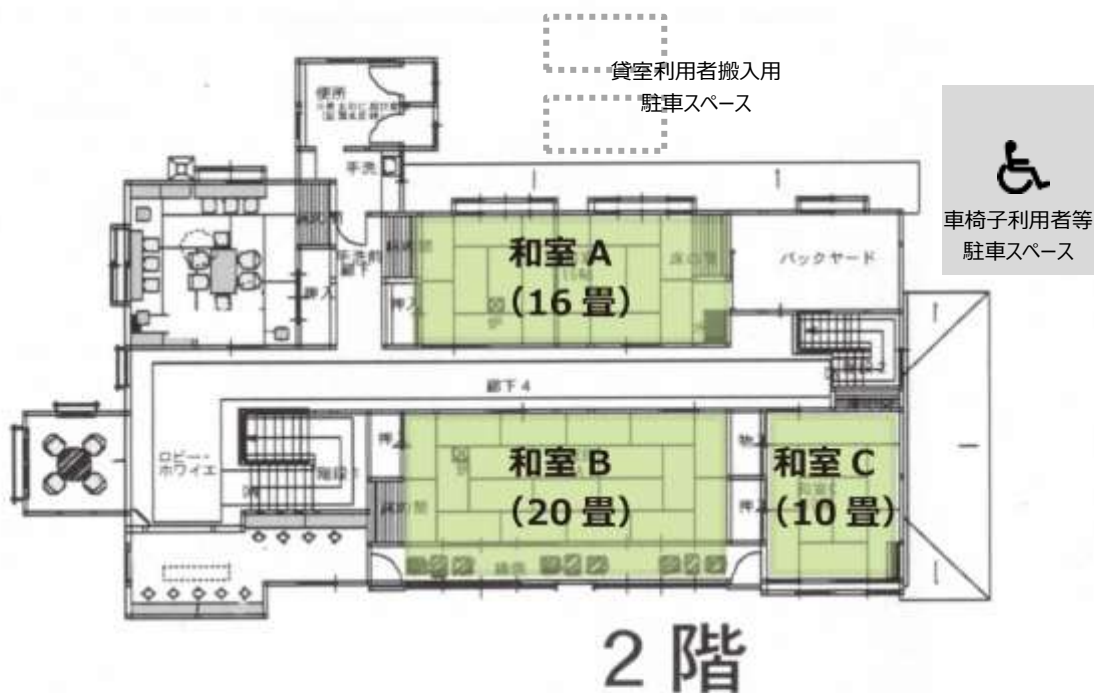
2023.3.1 公示・2023.4.1 改定

札幌市旧永山武四郎邸及び

札幌市旧三菱鉱業寮 ご利用について（貸室・撮影）

貸室利用申込方法

- 札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮（以下、旧永山邸等という）では、2 階の和室 A、B、C の 3 部屋を貸室としてご利用いただけます。
- 貸室利用をご希望の方は、本書の内容をお読みいただき、電話予約の上、管理室窓口にて申し込み手続きを行っていただけます。ご不明な点がございましたら、お気軽に旧永山邸等管理室までお問い合わせください。（旧永山邸等管理室/TEL：011-232-0450）
- 車椅子利用者等駐車場（1 台）を除き、駐車場はありません。近隣のコインパーキングまたは公共交通機関をご利用ください。車両で持込み備品等の搬入出を行う際は、事前に旧永山邸等施設スタッフと打合せし、指示に従ってください。



※ご注意※

原則として施設内で販売行為はできません。（詳しくは旧永山邸等管理室までお問い合わせください）
火気を扱う行為、喫煙はできません。その他、札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例、札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例施行規則に則り、指定管理者が禁止事項に該当する恐れがあると判断した場合は申込をお断りすることがあります

◆利用区分・料金/貸室◆

	午前区分 9：00-12：00	午後区分 13：00-17：00	夜間区分 18：00-21：00	全日区分 9：00-21：00
和室 A ※水屋あり (16 畳・定員 15 名)	1,000 円	1,200 円	1,500 円	3,000 円
和室 B (20 畳・定員 20 名)				
和室 C (10 畳・定員 10 名)	700 円	850 円	1,000 円	2,000 円

※貸室の利用人数は、表に記載する定員を基本とします。定員を大幅に超える人数のご利用はできません。

※貸室利用時に出たごみは各自持ち帰りください。昼食会などで持ち帰りが難しい量のごみが出た場合は、管理室で専用ごみ袋の販売をしています。ご利用の際は事前に管理室までお声掛けください。

※貸室利用の際、室内での飲食可能です。1 階カフェのテイクアウトメニューの持ち込みができます。
1 階カフェ ナガヤマレスト テイクアウト予約・問い合わせ TEL： 011-215-1559

※貸室利用者による館内での販売、寄付募集行為は原則認められません。また、宗教的宣伝活動等を行うことは禁止されています。

※営利または営業目的で使用される場合は、利用料金の 10 割増しの金額をお支払いいただきます。***注 1**

※使用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、上記の使用料となります。

※その他、取扱いは札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例、札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例施行規則によります。

***注 1 「営利目的の使用」について**

使用目的が以下に該当する場合は、「営利目的」使用として取り扱います。

- ①企業等の営利法人や個人事業主、営利目的の個人・団体が使用する場合
- ②参加費等（※ 1）を徴収する場合で、実費（※ 2）を除いた参加費等の実額が、貸室利用料金相当額を超える場合
（※ 1）参加費等：入場料、受講料、会費などの金員

(※2) 実費：材料費、テキスト代、使用料、講師謝礼等

③その他、参加費等を徴収する場合で、実費を除いた実額が貸室利用料金相当額以下であっても、剰余金が主催者個人または団体構成員の収入となる場合

【営利目的となる例】

①の例：主催者、領収書宛名を企業名・事業者名とする場合、企業等による各種教室、学習塾、商品・事業のPR、販売を目的とした説明会や展示会・体験会・講演会等を実施する場合、撮影事業者がお客様の着替え、撮影準備のために貸室を利用する場合など。

②の例：主催者が講師として手芸教室を開催する際、参加料としてひとり2,000円を10名から徴収し、材料費と貸室利用料を除いた実額を主催者の収入とする場合など。

【営利目的とならない例】

- ・参加費を徴収せず、サークルの会議・勉強会・作品展示会で利用する。
- ・主催者自らが講師になって貸室で勉強会を開き、資料代と貸室負担分のみ参加料として徴収する。

※営利目的でない内容で利用申請され料金をお支払い済みでも、使用実態が営利目的であると管理者側が判断した場合は、追加料金を請求する場合があります。

※営利目的か判断が難しい場合は、申請時に管理室スタッフまでご相談ください。

◆貸出備品◆

旧永山邸等では貸室でご利用できる備品を無料で貸出ししております。

ご利用の方は予約時に管理室までお申し出ください。※すべて予約受付時先着順

- ①長机(長さ180cm×12台、150cm×4台※いずれも高さ30cm)
- ②座布団60枚
- ③折りたたみイス40脚
- ④畳用イス10脚
- ⑤プロジェクター2台(HDMI、DVIケーブルあり)
- ⑥スクリーン1台
- ⑦ホワイトボード2台(ヨコ600mm×タテ870mm)

◆申し込み方法・利用料金のお支払い/貸室◆

- ・電話にて仮予約ができます。(TEL：011-232-0450/旧永山邸等管理室)
- ・本申込の申請は、利用日の7日前までに旧永山邸等1階管理室にご来館の上、利用承認申請書を提出して手続きを済ませ、利用料金をお支払いください。

※旧永山邸等ホームページより利用承認申請書をダウンロードできます

<https://sapporoshi-nagayamatei.jp/rental/>

・貸室予約・申込手続きは休館日を除き随時受付けます。

旧永山邸管理室

電話 011-232-0450

受付時間 9時～21時 毎月第2水曜休館

撮影利用申込方法

- ・札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮（以下、旧永山邸等という）は、映画、テレビ（動画撮影含む）、写真の撮影目的での利用が可能です。
- ・撮影利用をご希望の方は、以下の内容をお読みいただき、電話予約の上、利用当日に窓口にて申し込み手続きを行っていただきます。ご不明な点がございましたら、お気軽に旧永山邸等管理室までお問い合わせください。（旧永山邸等管理室/TEL：011-232-0450）
- ・下記の使用料を要するのは「業として撮影」する場合（利益を得るような事業活動と判断される場合）であり、観光での記念撮影など個人利用による場合まで求めるものではありません。

【業としての撮影例】

- ・企業等の営利法人や個人事業主、営利目的の個人団体による映画やテレビ番組、CM 等撮影のほか、結婚式用写真や雑誌掲載用写真の撮影など。
- ・旧永山邸等の貸室を利用し、貸室内で業としての撮影する場合、撮影料のほか貸室の利用料金をお支払いいただきます。

◆利用区分・料金/撮影◆

	区分	使用料
映画	全日 (9:00~22:00)	31,000 円
テレビ *動画配信を含む		15,000 円
写真		1,500 円

※施設全体の占有はできません。ほかの来館者に配慮してご利用ください

※備品の設置、撤去も利用時間内で行ってください

※撮影が行われた時間が単位時間に満たない場合であっても、上記の使用料となります。

※その他、取扱いは札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例、札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例施行規則によります。

◆申し込み方法・利用料金のお支払い/撮影◆

- ・電話にて仮予約ができます。（TEL：011-232-0450/旧永山邸等管理室）
- ・利用日と他に予備日を2日まで指定して予約できます
- ・撮影利用当日に旧永山邸等1階管理室にご来館の上、利用承認申請書を提出して手続きを済ませ、利用料金をお支払ください。

※旧永山邸等ホームページより利用承認申請書をダウンロードできます

<https://sapporoshi-nagayamatei.jp/rental/>

- ・撮影予約・申込手続きは休館日を除き随時受け付けます。

旧永山邸管理室

電話 011-232-0450 受付時間 9時～21時 毎月第2水曜休館

貸室・撮影利用に関するその他注意点

◆ 取消および変更 ◆

<貸室利用の場合>

- ・変更の手続きは、ご利用日の 6 日前までであれば対応可能です。
- ・電話でご連絡の上、旧永山邸等 1 階管理室で直接手続きをしてください。
- ・利用料金を納めた場合は、原則としてお返しできません。ただし、ご利用の 6 日前までに取消をお申し出いただいた場合は納めた利用料金の全額をお返しいたします。

<撮影利用の場合>

- ・撮影利用日を変更したい場合は、事前にお電話にて変更希望日、予備日をご連絡ください。

◆ 休館日 ◆

- ・毎月の第 2 水曜日(当該水曜日が休日の場合は翌日)。
- ・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで。

◆ 利用規約 ◆

貸室・撮影の利用をご希望の方は、「札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮利用規約」を事前にご一読ください。

札幌市旧永山武四郎邸及び 札幌市旧三菱鉱業寮 利用規約

◆貸室利用時間◆

- ・札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮（以下、旧永山邸等という）では、2 階の和室 A、B、C の 3 部屋を貸室としてご利用いただけます。
- ・各室時間区分でご利用できます。

貸室利用時間	区分			
	午前	午後	夜間	全日
時間	9 : 00-12 : 00	13 : 00-17 : 00	18 : 00-21 : 00	9 : 00-21 : 00

- ・準備、リハーサル、片付け時間もご利用時間に含まれます。
- ・利用開始時間（9 : 00）以前の会場設営や部屋の占有はできません。
- ・貸室利用者による館内での販売、寄付募集行為は原則認められません。また、宗教的宣伝活動等を行うことは禁止されています。

◆貸室利用区分・料金◆

貸室	午前区分 9 : 00-12 : 00	午後区分 13 : 00-17 : 00	夜間区分 18 : 00-21 : 00	全日区分 9 : 00-21 : 00
和室 A ※水屋あり (16 畳・定員 15 名)	1,000 円	1,200 円	1,500 円	3,000 円
和室 B (20 畳・定員 20 名)				
和室 C (10 畳・定員 10 名)	700 円	850 円	1,000 円	2,000 円

- ・営利目的で利用される場合は 10 割増し料金をいただきます。※利用手引き p2 参照

◆撮影利用区分・料金◆

撮 影	区分	使用料
映画	全日 (9 : 00~22 : 00)	31,000 円
テレビ *動画配信を含む		15,000 円
写真		1,500 円

◆休館日等◆

毎月の第 2 水曜日

(当該水曜日が休日に当たるときは、当該水曜日後最初に到来する休日以外の日)。

年末年始

(12月29日から翌年1月3日まで)

※その他必要な場合、臨時に休館する可能性があります。

◆お申込み方法◆

- ご利用の6ヵ月前より予約申込みを受付けます。
(10月1日利用の場合4月1日に受付開始)
- 貸室予約、本申込は、旧永山邸等1階管理室にて随時受付けます。
(受付時間9時～21時※休館日を除く)
- 貸室予約は直接来館のほか、電話でも受付いたします。
- 本申込の申請は、利用日の7日前までに旧永山邸等1階管理室にご来館の上、利用承認申請書を提出して手続きを済ませ、利用料金をお支払ください
- 本申込受付時に「利用承認書」を発行いたします。貸室利用日の当日、旧永山邸等施設スタッフまでご提示ください。

◆利用前の準備◆

1.プログラム等の提出

展覧会・行事等のポスター、チラシ、案内ハガキ等を作成された場合は、ご利用の7日前までに旧永山邸等管理室に提出してください。

2.利用承認書の提示

利用当日は、「利用承認書」を提示し旧永山邸等施設スタッフの指示を受けてください。

◆利用できる回数◆

同一利用者が一月に申込できる回数は下記を目安にご利用ください。

<貸室利用の場合>

・週2回（月8回）程度を上限にご利用ください。

<撮影利用の場合>

・利用日数の上限は設けておりませんが、連日撮影利用をご希望の際には旧永山邸等管理室までご相談ください

◆利用料金の支払◆

<貸室利用の場合>

・利用料金は申込時に現金でお支払ください。

・電話で貸室予約された場合は、仮予約となりますので、利用日の7日前までに利用承認申請書を提出して手続きを済ませ、旧永山邸等1階管理室に来館の上、利用料金をお支払ください。

※注意：利用日の7日前までに本申込、利用承認を受けない場合、仮予約が取り消しとなります。

<撮影利用の場合>

・利用料金は利用当日までに現金でお支払ください。

・撮影利用当日に旧永山邸等1階管理室に来館の上、申請手続きを済ませ、利用料金をお支払ください。

◆変更・取消◆

1.変更（日程や会場を変更する場合）

・変更の手続きは、ご利用の6日前までであれば対応可能です。

・電話でご連絡の上、旧永山邸等1階管理室で直接手続きをしてください。

・手続きの際には、お申し込みのときにお渡しした「利用承認書」を必ずご持参ください。

・利用料金の差額が生じた場合は、その差額を追納していただくか、又は還付いたします。

2.取消（利用者の都合で利用を取りやめる場合）

- ・利用料金を納めた場合は、原則としてお返しできません。

<貸室利用の場合>

- ・利用日の7日前までに本申込されない場合は自動的に予約を取り消しいたします。
- ・ただし、ご利用の6日前までであれば納めた利用料金の全額を窓口にてお返しいたします。
- ・ご利用の5日前以降は納めた利用料金はお返しできませんのでご注意ください。
- ・電話でご連絡の上、旧永山邸等1階管理室で直接手続きをしてください。
- ・手続きの際には、お申し込みのときにお渡しした「利用承認書」を必ずご持参ください。

◆予約受付の取消◆

以下の場合には予約を取消することがありますので、ご了承ください。

- ・「ご利用にあたっての注意事項」に違反した場合
- ・「貸室申請を受付けない場合」に該当することが判明した場合
- ・施設を利用する方が札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例に基づく規則等に違反した場合
- ・偽りその他不正な手段により利用承認書の交付を受けた場合
- ・災害等により館の改修等を早急に行う必要が生じたり、利用が危険となった場合
- ・市が市民を対象とした公益上の施策等を実施する必要が生じ、館以外に適当な施設がない場合

◆貸室申請を受付けない場合◆

以下に該当する場合は利用申請をお受けいたしません。

- ・犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の反社会的な行為を助長するおそれのある事業を行うために利用しようとする場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）が利用しようとする場合
- ・性的好奇心をあおるなど、市民の善良な風俗を害するおそれのある事業を行うために利用しようとする場合
- ・危険物を取り扱う事業を行うために利用しようとする場合
- ・火気の利用又は火災発生の恐れがある事業を行うために利用しようとする場合
- ・騒音、異臭、振動等を発生するおそれのある事業を行うために利用しようとする場合
- ・備付物件あるいは持込物件等を投げる、倒す又は転がす等の館の壁面、床面、天井若しくは窓

ガラス又は備付物件若しくは備品等を傷つけるおそれのある行為を伴う事業を行うために利用しようとする場合

- ・液状又は粉状の物件を大量に利用しようとする場合
- ・宗教的宣伝活動のために利用しようとする場合
- ・葬儀、法要等のために利用しようとする場合
- ・不特定の者を対象とする政治的活動のために利用しようとする場合
- ・商品紹介等の販促行為又は勧誘のために利用しようとする場合
- ・その他館の設置目的に反する事業、館の保存に影響を及ぼす又は館の設備の許容を超えるおそれのある事業を行うために利用しようとする場合や館の管理運営上支障があると判断される場合

◆入館をお断りする場合◆

以下に該当する方は入館することができません。

- ・過度の飲酒又は薬物等の服用により自己判断能力を喪失していると認められる方
- ・暴力を用いる等、他の入館者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方
- ・著しい騒音、悪臭又は振動等を発すると認められる方（これらを発生する物件の持ち込みもできません。）
- ・その他、館の管理を行う者の管理運営上の指示に従わない場合

◆ご利用にあたっての注意事項◆

- ・札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮は札幌市所有の文化財であるため、ご利用にあたっては様々な制限がございます。十分にご理解の上ご利用ください。（札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例／札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例施行規則）
- ・以下の注意事項に反すると館の管理を行う者が判断した場合、館の利用をお断りすることがありますのでご了承ください。

1. 共通事項

- ・危険物等、動物（盲導犬を除く）を持ち込まないでください。
- ・火気の利用はできません。
- ・所定の場所（1階：カフェ、テラス、2階：みんなのギャラリー、ホール、貸室）以外において飲食しないこと。
- ・施設、備品、展示物等の取扱いを適切に行うこと。
- ・他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- ・持込み備品及び貴重品については、各自で管理してください。紛失、破損等に関して旧永山邸等では責任を負いません。
- ・館内及び敷地内は禁煙です。
- ・施設の壁、柱、床、窓等を破損したり汚したりしないでください。
- ・高校生以下の生徒、児童が申請者である場合は、利用承認申請書に責任者の承認書（様式は自由）を添付してください。また、申請者が中学生以下であるときは、1名以上の保護者又は教師が利用時に同席してください。
- ・音を発生させる物品等の設置又は搬入（以下「設置等」という。）をする場合は、他の室を利用される方のご迷惑にならない音量でご利用ください。
- ・電源を利用する物品等の設置等をする場合は、消費電力等が館の容量を超えないようにしてください。（各室 800W程度）。
- ・重量物や大きな形状の物品等の設置等について、館の壁、床その他の施設又は設備を傷つける恐れがあると判断した場合は、設置等をご遠慮いただく場合があります。
- ・鋭利若しくは不安定な形状又は固定が必要な物品等の設置等について、館の壁、床その他の施設又は設備を傷つける恐れがあると判断した場合は、設置等をご遠慮いただく場合があります。
- ・ゴミ類は、利用者で必ずお持ち帰りください。
- ・利用にあたり、その他館の管理上必要な条件を付ける場合がありますのでご了承ください。

2.原状回復

- ・利用を終えたときは、設備等をもとの位置に戻してください。また、旧永山邸等施設スタッフに報告し、点検を受けてください。
- ・貸室は、連続して2日以上利用する場合でも、それぞれの利用日の最後には設置した備品等を撤去し、各室を利用前の状態に一度戻していただく必要があります。
- ・建物（室内外）、備品類は丁寧に取り扱い、利用後は現状に回復するとともに、建物、備品類の紛失や破損、汚れ等は関係者、参加者等の行為による場合であっても利用者（主催者）において弁償していただきます。

3.安全の確保

- ・主催者及び責任者、利用者は災害時に備え、非常口の場所と誘導方法をあらかじめ旧永山邸等施設スタッフに確認し承知しておいてください。
- ・利用や搬出入の際に、非常口、誘導表示、防災設備等をふさがないように注意してください。
- ・搬入・設営・撤去等の作業は危険が伴いますので、気をつけて作業をしてください。
- ・万一事故が起きた場合でも旧永山邸等では責任を負いません。

4.駐車場

- ・車椅子利用者等駐車場を（1台）を除き、駐車場はありません。近隣のコインパーキングまたは公共交通機関をご利用ください。
- ・車両で持込み備品等の搬入出を行う際は、事前に旧永山邸等施設スタッフと打合せし、指示に従ってください。

5.販売行為について

館での販売行為や金品の寄附募集等は以下に該当する場合のみ行うことが可能です。該当する場合は、その旨を証明する書類を利用承認申請書に添付してください。

- ・申請する貸室内で行う音楽会、展示会などのプログラム、図書及びCD等を販売する場合及び研修会等において資料や文献、教材などを販売する場合
- ・札幌市、国等又は指定管理者が主催若しくは共催する啓発活動及び文化財若しくは芸術文化の振興活動に伴う販売行為である場合

6.目的外利用等の禁止

- ・利用目的以外でのご利用や、この権利を第三者に転貸又は譲渡することはできません。

7.その他の注意事項

- ・持込備品の旧永山邸等への送付、留め置きはできません。
- ・その他、館の管理を行う旧永山邸等施設スタッフが管理運営上の指示を行った場合は、これに従ってください。
- ・物品の搬入出がある場合は、事前に旧永山邸等施設スタッフと相談のうえ、指示に従ってください。
- ・利用者で持ち込む備品等については利用承認申請書に記載をお願いします。
- ・館の備品（長机、座布団、折りたたみイス、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード）は無料をご利用いただけますのでお問合せください。
- ・搬出入の際は、施設の壁、柱、床等を破損しないよう細心の注意を払ってください。
- ・台車を利用する場合は建物を傷めないよう養生等のご協力をお願いいたします。

以上